

管理コード	府庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概要要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項) (目) (目録)	概要要求額 (単位:千円)	その他	管 理 案 採 取 番 号 項	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	制度の所管・ 関係府庁
0410010	総務省	「緑の分権改革」を推進する、複数年にわたるモデル事業の創設について	-	平成21年度第2次補正予算関係事業として「緑の分権改革」推進事業を実施。	C	「緑の分権改革」推進事業は、平成21年度において「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)に基づき、実施されたものである。 なお、事業効果の検証に時間を要する場合には、年度内に事業の結果を報告していただいております。新たに報告事項が発生した場合に改めて追加報告を行っていただいても差し支えない。	-	-	-	1 0 3 8 0 2 0	「緑の分権改革」を推進する、複数年にわたるモデル事業の創設について	地域資源を最大限に活用し、地域の活性化、時の発生を促す「緑の分権改革」を推進・実現するために、地域で実施する事業について、POCAサイクルを繰り返しながら、複数年にわたる実証を行い、社会システムとして完成度を高めていく必要がある。 現在、単年度事業として「緑の分権改革」推進事業を実施しているところであるが、本事業の終了後、複数年にわたる社会実証に取り組める「モデル事業」を創設されたい。(250文字)	岩手県奥州市では、15,000haの広大な水田を最大の地域資源として捉え、その活用方策の一つとして、転作田に非食用米を作付けし、バイオエタノール化によりエネルギー利用や素材利用を進め、新たな農村型の産業化を目指して調査検討を進めている。この取組は、水田農業の再生と国土保全、地域特有の専業農業育成・雇用創出、地域社会エネルギー創出による低炭素社会の実現などを旨とし、地域内の団体や企業、大学や試験研究機関、そして地方自治体が連携して総合的に取り組んでいるものである。本テーマの事業化に向けては、農業者の所得を確保しながら、エタノール産業の採算性を確保するという目的の両立が最大の課題である。そこで、平成16年から取組を継続してきて、本システムの各工段でのコスト低減や生成物の高付加価値化など課題克服に向けたポイントが明らかになりつつあり、本年度税務省「緑の分権改革」推進事業の採択を受けて、これら課題克服テーマとした現地社会システム実証調査に取り組み始めた。 このように新たな社会システムを実証し、地域に定着し、取組として仕上げていくためには、単年度で成果を上げることが難しく、POCAサイクルで検証しながらシステム価値を高めていく必要がある。例えば、低コスト多収米栽培体系を確立する栽培試験では複数年度の試験が必要であり、また、発酵醸造の卒業等への給付試験では2年程度の期間を要する。 従って、本「緑の分権改革」推進事業の目的に示すような地域社会を構築するため、本事業に引き続き、「モデル事業」を設け、複数年にわたる社会実証に取り組めるような制度を創設を提案するものである。(688字)	「緑の分権改革」推進事業 募集要項(平成22年4月14日 総務省自治政局局長の分権改革推進室)	岩手県	奥州市、農事組合法人(アグ)電業、株式会社まちづくり奥州、東京農業大学	総務省
0410020	総務省	国による情報システムの一括開発と自治体への配布	-	平成21年度第2次補正予算関係事業として「自治体クラウド」開発実証事業を実施。	C	情報システムについては、各自治体ごとに整備・運用している。自治体の規模、実用する行政課題、業務の方法などの相違によりシステムに求められる要件も異なることから、国がそれらを全てに適用できるシステムを開発することは困難である。 なお、行政コストの大幅な圧縮、行政サービスの質の向上等を実現するため、共同利用や標準仕様の策定等に取り組み自治体クラウドの導入を推進していく。	「自治体クラウド」の推進	1,027,768	-	1 0 7 0 7 0	自治体の負担軽減のため、地方自治事務における情報システム開発について、現在稼働中の電子自治体推進の取組みでは、業務システムの共同化等の取組が図られているが、自治体毎に特色ある事業とならない場合の情報システムについては、国一括して開発を行い無償で自治体に配布する。	【実施内容】 自治体毎に特色ある事業とならない場合の情報システムについて、国一括して開発を行い無償で自治体に配布する。 【提案理由】 一斉年に実施された「定額給付金事業」などのように、地方自治事務とされた事業も、実質は総務省から全国統一ルールが示され、自治体毎に特色ある事業およびシステムとはならない場合がある。このような場合、国がシステム開発を一括して行い、無償で自治体に配布するようについていただきたい。また、対象者を特定するために住民情報管理システムとの連携が必要な場合、インターフェース仕様を共通化することで汎用性のあるシステムも構築が可能である。そうすることによって各自治体でそれぞれシステム開発費用が発生する無駄な経費を省き、国全体の開発経費が従来よりも低く抑えることが可能であると考える。		新潟県	見附市	総務省	
0410030	総務省	県単位などによる広域での情報システム共同利用の促進	-	平成21年度第2次補正予算関係事業として「自治体クラウド」開発実証事業を実施。	A	自治体クラウドの導入を推進し、行政コストの大幅な圧縮、行政サービスの向上等を実現するため、より広汎な業務連携基盤の構築等の実証実験等を実施。全国的な標準仕様に図られるよう自治体クラウド導入活用ガイドラインの策定等に必要調査研究を行う。	「自治体クラウド」の推進	1,027,768	-	1 0 4 0 8 0	県単位などによる広域での情報システム共同利用の促進	法律などに基づき管理・運用している住民・税業務・戸籍システムなどの情報システムについて、広域での共同利用を促進するため、共同システム導入に対する財政支援措置を求める。	【実施内容】 法律などに基づき管理・運用している住民・税業務・戸籍システムなどの情報システムについて、広域での共同利用を促進するため、共同システム導入に対する財政支援措置を求める。 【提案理由】 住民情報管理や税業務などは、法律などに基づき情報システムで管理・運用を行っている。地域が各々の国内すべてにわたる共同利用は現実的ではないものの、県単位の広域において、情報システムを共同利用することは、各自治体のシステム課題に係る費用の削減や地域住民へのサービス向上からも、効果が高いと考える。つまりは共同利用するにあたり、業務の標準化への指針や導入ガイドラインなどの支援や財政支援を求めている。		新潟県	見附市	総務省
0410040	総務省	住民サービスの機能を果たしていない国有固定資産に係る交付金措置	国有資産等所在市町村交付金法	国有資産等所在市町村交付金法	C	【法律の趣旨】 国有資産等所在市町村交付金制度は、固定資産税を課することができないものとされている国及び地方公共団体が所有する固定資産のうち、その使用の状況や当該固定資産の所在する市町村との受益関係が固定資産税の課税対象となっていない種類の固定資産と同様であるものがあること等にかんがみ、固定資産税相当額の負担を求めることによって同様の固定資産との間の負担の均衡を確保し、併せて地方自主財源の増強に資することを目的とするものである。 【対象資産】 上記の趣旨にかんがみ、国又は地方公共団体は、その所有する固定資産のうち交付金対象となる固定資産のうち交付金対象となる固定資産、国有林野の土地、快速変電施設、上水道用施設のうちダム以外の用に供する土地及び上水用のダムに供する固定資産、国家石油備蓄基地について市町村交付金を、当該固定資産所在の市町村に対して交付している。	市町村交付金の対象となる資産を所管している省庁で定めている。	市町村交付金の対象となる資産を所管している省庁で把握している。	-	1 0 7 1 0 0	住民サービスの機能を果たしていない国有固定資産に係る交付金措置	自治体の財源確保のため、住民サービスの機能を果たしていない国所有の土地及び家屋等について、固定資産税非課税分を国有資産等所在市町村交付金の対象とする。	【実施内容】 住民サービスの機能を果たしていない国有固定資産に係る交付金の対象とする。 【提案理由】 財務省、法務省所有の土地および家屋については、それぞれ国有資産等所在市町村交付金法により、交付金の対象となっていないが、市街化区域内に位置し、市民の目に留まりやすい状況にある不動産が公益のために利用されていない状態にある。長年の固定資産では、公共の用に供していると認められれば課税対象となってしまうもの、公共の用に供しなくなった時点で課税対象外となる。については、本件のような不動産について、国による遊休施設などの利用促進、市の財源確保、税関との公平を期するため、国の利用方針が明確になり具体的に実施されるまでの間、交付金対象とする特例措置を提案したい。	国有資産等所在市町村交付金法第2条	新潟県	見附市	総務省

管理コード	府庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概算要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項) (目) (目録)	概算要求額 (単位:千円)	その他	管 理 業 種 等 項	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	制度の所管・ 関係府庁
0410050	総務省	データセンターにおけるサーバー類及び電気設備の法定耐用年数の柔軟化	減価償却資産の耐用年数等に関する省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令において、サーバーの耐用年数は5年、電気設備の耐用年数は15年とされている。なお、ルーター及びスイッチの耐用年数については、9年又は10年とされている。	B-1	データセンターを構成するルーター及びスイッチについては、9年又は10年とされている法定耐用年数を6年に短縮する要望を提出。	通信業用設備等に係る法定耐用年数の短縮	-	-	1 0 6 0 0 0 0 0	総務省や経済産業省において、データセンターの省電力化に向けた取組みを進めている中で、さらなる推進を図るためにもデータセンターにおけるサーバー類及び空調等の電気設備に係る法定耐用年数を柔軟に設定可能とし、機器更新の促進を図る。	【提案理由】 データセンターにおけるサーバーは、現状では3～4年程度で更新されている。また、データセンターにおける空調設備は、消費電力量を削減する要素として非常に重要な役割を占めており、省エネルギー設備への更新の促進は、環境負荷低減の観点からも重要な取組みである。特に寒冷地である北海道においては、寒冷地外気取入れ等を用いた空調設備が普及していることにより、機器更新が進んでいる。 データセンターに設置されるサーバー類及び電気設備の耐用年数をデータセンターの事業者が設備の更新サイクルに合わせて協定することで、高効率な設備への更新を促進し、産業活性化による国際競争力の向上と温室効果ガス削減という環境配慮の両方を実現することができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特産にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。	法人税法 減価償却資産の法定耐用年数等に関する省令	北海道	石狩市	総務省 経済産業省	
0410060	総務省	寒冷高緯度地域における情報通信施設整備等への財政支援制度の新設	-	現行の制度で寒冷高緯度地域に特化して対応しているものはありません。	B-2	総務省はこれまで、電気通信市場において競争を促進し、利用者利益を確保するための様々な政策及びルールを整備してきたところ。これらにより、ADSL、FTTHを軸とするブロードバンド環境の普及が進むとともに、その結果として通信料金の低廉化が進展してきたところ。 「光の道」構想の実現を図る中で、データセンターの活性化にも貢献するべく、より一層の競争促進を遂げ、通信環境の整備及び利用者利益の確保に努めたい。	-	-	1 0 6 0 2 0	寒冷高緯度地域における情報通信施設整備等への財政支援制度の新設	北海道は寒冷高緯度地域であり、データセンターの冷却に係る消費電力を削減できるが、光ファイバーケーブル等の情報通信施設は本州に比べて整備が進んでおらず、事業用通信設備の導入も高い。 総務省では、クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化に関する検討会の報告書等で促進措置を講じた特区として整備することも、国内への先行が促進されること、これに併せて、情報通信施設や通信設備使用料に対する財政支援措置も検討いただきたい。	【提案理由】 冷房に係る消費電力量を大幅に削減できる北海道にデータセンターを集積させることは、データセンターの国際競争力の強化及び温室効果ガス削減という環境配慮の観点からも、非常に有意義なことである。 そこで、財政支援措置を講じることで、データセンターの誘致が促進し、その結果、情報通信需要を喚起し、通信設備使用料が安価となり、日本のデータセンターは世界標準レベルのコストと、国内のデータセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国内に流出するのを防ぐことができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特産にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。	北海道	石狩市	総務省		
0410070	総務省	環境配慮型データセンターへの支援制度創設	-	現行の制度でご要望頂きました件について対応しているものはありません。	C	PUEは、データセンターのファンリフト部分のエネルギー効率を表す指標として比較的普及しているが、測定方法が必ずしも明確に定められていないなど、全てのデータセンターで一律に評価できないという課題や、データセンターの処理性能等を考慮する必要があるなどの課題が指摘されており、現時点では、PUEを基準とした助成制度創設への対応は困難と考える。	-	-	-	1 0 6 0 1 4 0	環境配慮型データセンターへの支援制度創設	データセンターは、サーバーそのものや冷房のための空調設備に大量の電力を必要とすることから、その消費電力量を削減することは重要な課題である。そこで、基準となるPUEを定め、その数値を達成したデータセンターに対して、その差を奨励金という形で助成することで、運営コストのより一層の削減と環境負荷低減という二重の効果を生み出すことができる。 【提案理由】 政府の方針である温室効果ガス25%削減に向けて、大量の電力を消費するデータセンターの消費電力量を削減することは重要な課題である。また、日本におけるデータセンターの高コストを世界標準まで引き下げることも、国内にデータセンターを集積させ、情報関連産業を活性化させるためには重要な課題である。 これらの2つの課題を解決するため、低PUEの基準値(例:1.2)を定め、その基準値の達成に対するインセンティブを付与する。 国内へのデータセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特産にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。	北海道	石狩市	総務省 経済産業省		
0410080	総務省	データセンター移設費用に対する支援制度創設	-	現行の制度でご要望頂きました件について対応しているものはありません。	C	PUEは、データセンターのファンリフト部分のエネルギー効率を表す指標として比較的普及しているが、測定方法が必ずしも明確に定められていないなど、全てのデータセンターで一律に評価できないという課題や、データセンターの処理性能等を考慮する必要があるなどの課題が指摘されており、現時点では、PUEを基準とした助成制度創設への対応は困難と考える。	-	-	-	1 0 6 0 1 5 0	データセンター移設費用に対する支援制度創設	データセンターは、サーバーそのものや冷房のための空調設備に大量の電力を必要とすることから、その消費電力量を削減することは重要な課題である。そこで、一定以上のPUE(例:1.8)のデータセンターを移設し、低PUE(1.2以下)のデータセンターとする場合、その移設費用を助成することで、運営コストのより一層の削減と環境負荷低減という二重の効果を生み出すことができる。 【提案理由】 政府の方針である温室効果ガス25%削減に向けて、大量の電力を消費するデータセンターの消費電力量を削減することは重要な課題である。また、日本におけるデータセンターの高コストを世界標準まで引き下げることも、国内にデータセンターを集積させ、情報関連産業を活性化させるためには重要な課題である。 これらの2つの課題を解決するため、高PUEのデータセンターから低PUE(例:1.2)のデータセンターへの移行を促進するための支援制度を創設する。 国内へのデータセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特産にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。	北海道	石狩市	総務省 経済産業省		